

研究インテグリティと研究セキュリティの確保に関する取組



令和8年1月
科学技術・イノベーション推進事務局



科学技術・イノベーションの推進のためにオープンサイエンスは基本原則

- ・国際的に開かれたオープンな研究環境が必要
- ・多様なパートナーとの協働が不可欠

G7はじめ主要国でも、研究セキュリティの取組が推進されてきている

日本では研究機関及び研究者における研究インテグリティの考え方が浸透

- ・研究者：自身の研究活動に係る**必要な情報**について所属している**研究機関**に開示
- ・研究機関：**自律的にリスクマネジメント**を行うようになってきている



研究インテグリティの確保に係る政府の対応について

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月）

- 近年、国際連携や研究のオープン化が進む中で、そうした環境を悪用し、**外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化**
- 主要国で国際研究力を重視、大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした**新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めて行くため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠**



大学や研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保に向けた取組の実施

研究者自身による適切な情報開示

- 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識
- 自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすことの重要性を理解
- 所属機関及び研究資金配分機関等に対して、情報の報告・申告

大学・研究機関によるリスク管理強化

- 所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受ける
- 利益相反・責務相反等に関する規程、管理体制を整備
- 研究者からの情報に基づき、適切なリスクマネジメントを実施

公的資金配分機関の申請時の確認

- 公的研究資金申請時に、研究者から、
 - ・現在の全ての研究資金の応募、受入れ状況に関する情報の提出
 - ・現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提出
 - ・透明性確保のために必要な情報を所属機関に報告している旨の誓約を求める

政府の対応

- 研究者向け、大学・研究機関等向けのチェックリストの雛型を公表
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- 大学・所属機関等へ所要の規程や体制の整備に関する周知等
- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」を改定



R7年度 フォローアップ調査（大学、研究機関等）

本調査は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日決定）の大学・研究機関の取組状況を把握するために実施するものです。

政府方針※1

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について

令和3年4月27日
統合イノベーション戦略推進会議決定

1. 趣旨
我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大規模とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも積極的に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が個々の利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に持続性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要に応じて適切な対応を行うことである。

このうち技術革新（決定）や科学技術・イノベーション（決定）の資金配分機関等と連携して、研究インテグリティの確保を図る。

2. 今後取り組むべきこと
(1) 研究者によること
研究者が、研究活動に国際的な連携を深めていくこと、必要な情報の適切な開示を行うこと、

① 研究者やその所属機関との連携、配分し、大まかに分けて、以下のとおりとする。

② 研究活動の透明性の確保、配分し、大まかに分けて、以下のとおりとする。

③ 研究活動の透明性の確保、配分し、大まかに分けて、以下のとおりとする。

④ 研究活動の透明性の確保、配分し、大まかに分けて、以下のとおりとする。

⑤ 研究活動の透明性の確保、配分し、大まかに分けて、以下のとおりとする。

チェックリスト(雛形)※2

令和3年12月17日版

研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)

1. 全般的な事項

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備、機器等の物品、人材の受け入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク（※）等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、リスクが懸念される場合には所属機関の担当部署に相談をしますか？
- ※ 例えば、研究公報への応募において、研究者が、海外では制限が課せられている外国機関との共同研究の情報を提出したにもかかわらず、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態に陥るような事態に陥る。

2. 外国の機関・大学等との連携に関する事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備、機器等の物品、人材の受け入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク（※）等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、必要に応じて機関として適切な対応をとることを求める仕組みがありますか？
- ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合は、相談する窓口はありますか？
- ✓ 所属する研究者・職員に対して、機関としてリスクに関する教育・研修を行う機会がありますか？
- ✓ **所属する研究者・職員が、研究活動の透明性の確保に係る情報（種別、研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材採用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援）について、機関の規程等に基づき、報告等を受け取れている状況はありますか？**

3. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの贈与・物品の提供に係る事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約において覚書（Memorandum of Understanding: MOU）等の書面を交わす際、機関の規程等



フォローアップ調査 基本項目（大学、研究機関等）

令和4年～

Q1 研究インテグリティの確保に向けて、**関係者（研究者・職員等）に適切な理解を促す取組**（会議での説明・報告、研修・セミナーの実施等）を実施していますか。

Q2 研究インテグリティの確保に向けて、**利益相反・責務相反に関する規程を整備**していますか。

Q3 研究インテグリティの確保に向けて、**適切なマネジメントを行うことができる組織体制を整備**していますか。

組織体制について近いものを選択してください。

(ア) 新たな組織体制を整備した

(イ) 既存の組織を拡充した

(ウ) 委員会やタスクフォースなどの組織体制を整備した

令和5年～

Q4 研究インテグリティの確保に向けて、研究者・職員から報告された情報をもとに**組織としてリスクマネジメント**するために、規程等を整備していますか。

Q5 別途入手可能な情報等との比較など、研究者・職員から**報告された情報の事実関係を客観的に確認する仕組みを整備**していますか。

Q6 研究者・職員から報告された情報をもとに、リスクを特定・分析した結果、リスクが高いと判断した場合に、**リスクが顕在化する前に対処**する（リスク軽減策、有事対応策を検討する等）仕組みを整備していますか。

令和6年～

Q7 研究者・職員から**報告された情報の更新**（定期的な更新や、実質的な変化があった場合の更新等）を受けるための仕組みを整備していますか。

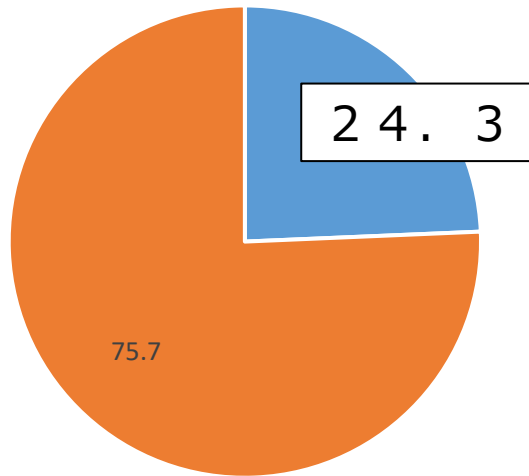
R7年 研究機関等向けアンケート追加

※1: https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf
 ※2: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist.1.pdf>
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist.2r.pdf>

フォローアップ調査結果の推移 (Q1-3)

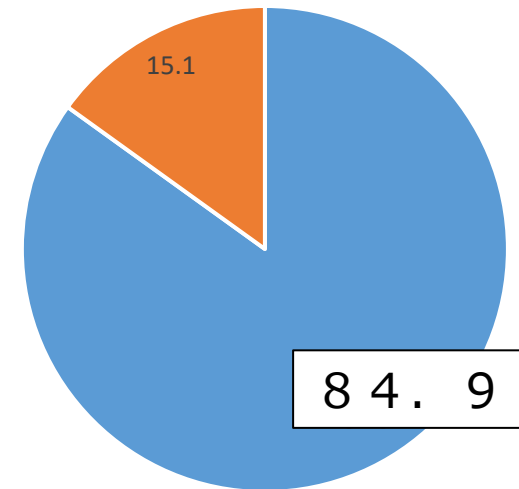
- 大学・研究機関等において、研究インテグリティの自律的確保に向けた取組が定着しつつある

令和4年度の調査結果
(大学・研究機関等
合算平均)



■ 実施中, % ■ 未実施, %(実施予定・検討中含む)

令和7年度の調査結果
(大学・研究機関等
合算平均)



■ 実施中, % ■ 未実施, %(実施予定・検討中含む)

各機関における取組に感謝いたします

令和7年度結果 2025/12/19公表済※

※ 研究機関等 : https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/ri_follow-up_fy2025.html
大学等 : https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/followup.html



経済安全保障法制に関する有識者会議の提言（令和6年6月）

- **経済安全保障上の重要技術に関して、国際協力の推進と不正流用や技術流出のリスク管理の両面からの検討が必要**となっている
- **主要国では研究セキュリティの取組が推進**されており、国際協力を適切に進めるために研究セキュリティが必要であるとの位置づけ
- **我が国としても、オープンで自由な研究環境を確保し、同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するために必要な研究セキュリティ対策の検討が必要**



- **これまで実施してきた研究インテグリティの取組を基礎**として、その取組を徹底することによる**研究セキュリティの取組を実施**
- リスクの高い研究領域を含む特定の領域については、競争的研究費を投入する研究開発プログラムの性質に応じて、研究セキュリティの取組を実施
- **標準的な組織慣行として、個々の研究プロジェクトについてリスク軽減策を実施**
 - ✓ 実効的なデュー・ディリジェンスの実施に資するように、研究者や研究機関が参照する**チェックリスト、手順書等の作成**を検討
 - ✓ リスクマネジメントの観点から、**リスクに応じた段階的な対応**が可能となるよう検討を行う



重要技術の流出防止のための取組

- ・研究セキュリティと研究インテグリティ確保に関する有識者会議を開催し、
大学・研究機関等における研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書を
検討、策定（令和7年4月～12月）
- ・令和7年12月26日に「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」を公表

有識者会議の開催

計7回開催

資金配分機関
関係者

政府関係者

有識者
会議

大学関係者

研究機関
関係者

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の策定

原案



検討案



手順書

資料2	資料2-1	
1	1	研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書 令和7年12月 研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	

2025/7/16

2025/10/23

2025/12/26※

※https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf



研究インテグリティと研究セキュリティの用語の定義※

研究インテグリティ

研究活動の健全性、公正性及び透明性を保つために、研究機関や研究者に遵守することが求められる認識や行動。全ての研究活動を対象とする。

(補足説明)

研究活動の健全性、公正性及び透明性を保つために、研究機関及び研究者が実施する活動であり、研究機関及び研究者が自主的・自律的に遵守すべき行動規範（原則）の基盤となる機能を果たすもの。

例えば、研究機関や研究者が自主的に行う法令順守、研究不正防止(研究費の不正使用を含む。)や産学連携等に伴う利益相反・責務相反への適切な対応が該当するが、研究の国際化やオープン化に伴うリスクに関して、研究者が研究活動の透明性の確保に関する情報*の適切な開示・報告を行うといったリスクマネジメントの措置のほか、研究者としての説明責任を果たすことや、共同研究者に関する情報を確認すること等を含む。

*職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職、外部機関から受けている各種支援等

研究セキュリティ

国家及び経済の安全を脅かすリスクから研究活動を守るため、研究機関や研究者に求める認識や行動。国や研究機関において守るべきと判断した研究活動を対象とする。

(補足説明)

国家又は経済安全保障を害する研究開発成果等の不当利用、重要技術の流出、研究インテグリティの毀損等のリスクから研究活動を保護すること。

※「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」より

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf

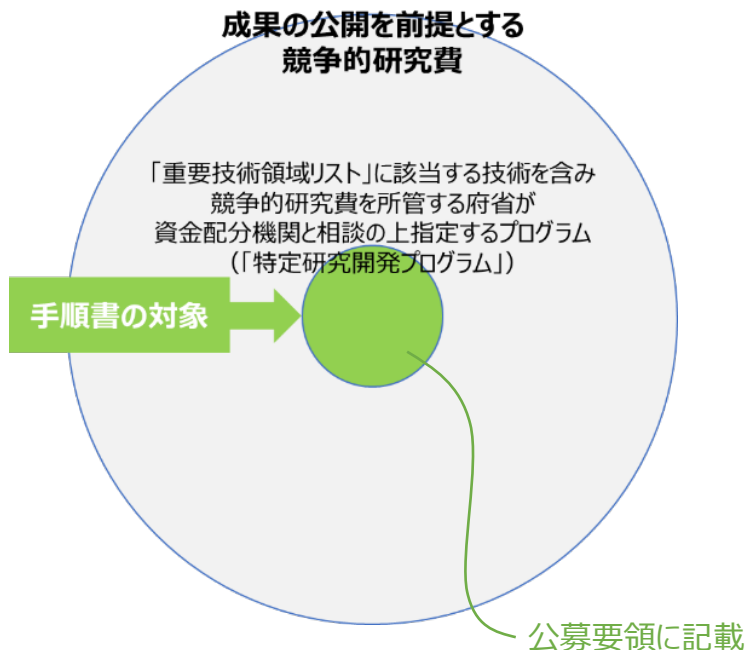


重要技術の流出防止のための取組

・手順書の対象となるプログラム

「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要として、競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定するもの

➔ 特定研究開発プログラム



「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本方針」（令和4年9月30日閣議決定）において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた20分類※

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術
- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）
- 先端材料科学

※https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r4_dai1/siryou7.pdf



資金配分機関（国、FA）及び研究機関が行うリスクマネジメントの手順

← 研究機関が行うこと → ← 資金配分機関が行うこと →

日常的に実施する取組

- ・ 所属研究者の研究活動に関する情報収集
- ・ 従来の研究インテグリティの対応方針に基づく情報収集

特定研究開発プログラムの公募要領に必要事項を記載

所属研究者による「特定研究開発プログラム」への応募
(公募要領で求められる時期までにリスクマネジメントを行う)

①リスク確認

デュー・ディリジェンスに必要となる所属研究者等に関する追加の情報の整理・収集

資金配分機関は必要に応じ、
研究機関とリスク確認、リスク
評価等について相談・調整

②リスク評価

所属研究者等の情報を踏まえたリスク判断

③リスク軽減措置

- ・ 資金配分機関と研究機関の間で相談・調整等を通じて、①②の結果を踏まえたリスク軽減措置を実施
- ・ 資金配分機関が、さらに必要があると判断する場合には、追加的なリスク軽減措置を導入するよう要請

④フォローアップ

研究開始後、リスク軽減措置の実施状況を確認（必要に応じて①～③をフォローアップ）

リスクマネジメント

- ・研究コミュニティのすべての構成員による明確な役割と責任の認識、理解が必要

【政府による取組】

- ・資金配分機関や研究機関、研究者に対する各種の支援を行う
- ・資金配分機関とともに特定研究開発プログラムの指定およびリスク軽減措置の内容の確認を行う
- ・手順書の運用状況や諸外国の動向などを踏まえ、随時見直しを行う

【資金配分機関による取組】

- ・運営体制を整備し、公募要領等において必要事項を定める
- ・特定研究開発プログラムにおけるリスク確認、リスク評価等について研究機関と相談・調整
- ・必要に応じて追加的な措置を求める

【研究機関による取組】

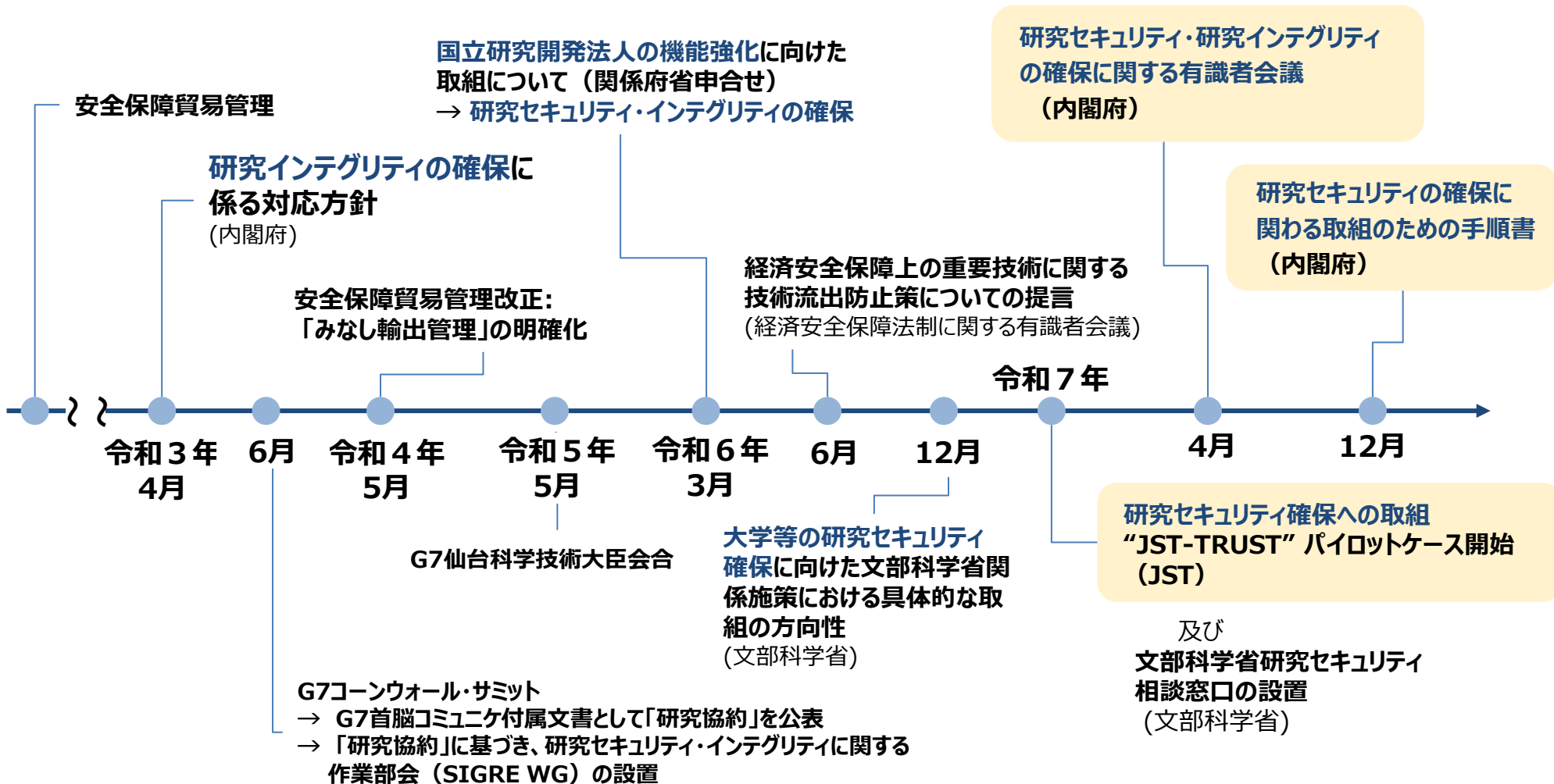
- ・求められるリスクマネジメントの着実な実施
- ・リスクマネジメントを円滑に行うことができる運営体制等の整備
- ・特定研究開発プログラムに係るデータ等の管理体制の整備
- ・所属する研究者等に対する研修などリテラシー向上の取組

【研究者による取組】

- ・所属機関の方針に基づいて研究インテグリティの確保に努める
- ・手順書に基づいて、研究機関が行うリスクマネジメントに従事
- ・リテラシーの向上に努める



研究インテグリティと研究セキュリティに関する取組の経緯と今後



- ・研究インテグリティの確保に関わる取組について、今後も着実な実施が必要
- ・研究セキュリティの確保に関わる取組のための手順書について、令和 8 年 4 月～運用を目指す



まとめ

- フォローアップ調査の結果より、大学・研究機関等において、研究インテグリティの自律的確保に向けた取組が定着しつつあると考えられる
- 経済安全保障上の重要技術に関して、主要国では研究セキュリティの取組が推進されており、我が国としても、オープンで自由な研究環境を確保し、同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するために研究セキュリティ対策の検討が必要
- 研究セキュリティと研究インテグリティ確保に関する有識者会議を開催し、大学・研究機関等における研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書を策定（令和7年4月～12月）
- 手順書の対象は、「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障上の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定するプログラム(特定研究開発プログラム)
- リスクマネジメントの主な手順として、研究機関は、所属研究者の活動情報を収集し、当該プログラムに応募する場合、リスク確認、リスク評価、リスク軽減措置、フォローアップの4ステップで追加のリスク管理を行う
- 研究コミュニティのすべての構成員による明確な役割と責任の認識、理解が必要
- 今後は、研究インテグリティの確保に関わる取組の着実な実施と、研究セキュリティの確保に関わる取組のための手順書について、令和8年4月～運用を目指して取組む



日本語ページ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

英語ページ

https://www8.cao.go.jp/cstp/english/about/research_integrity.html

Thank you

